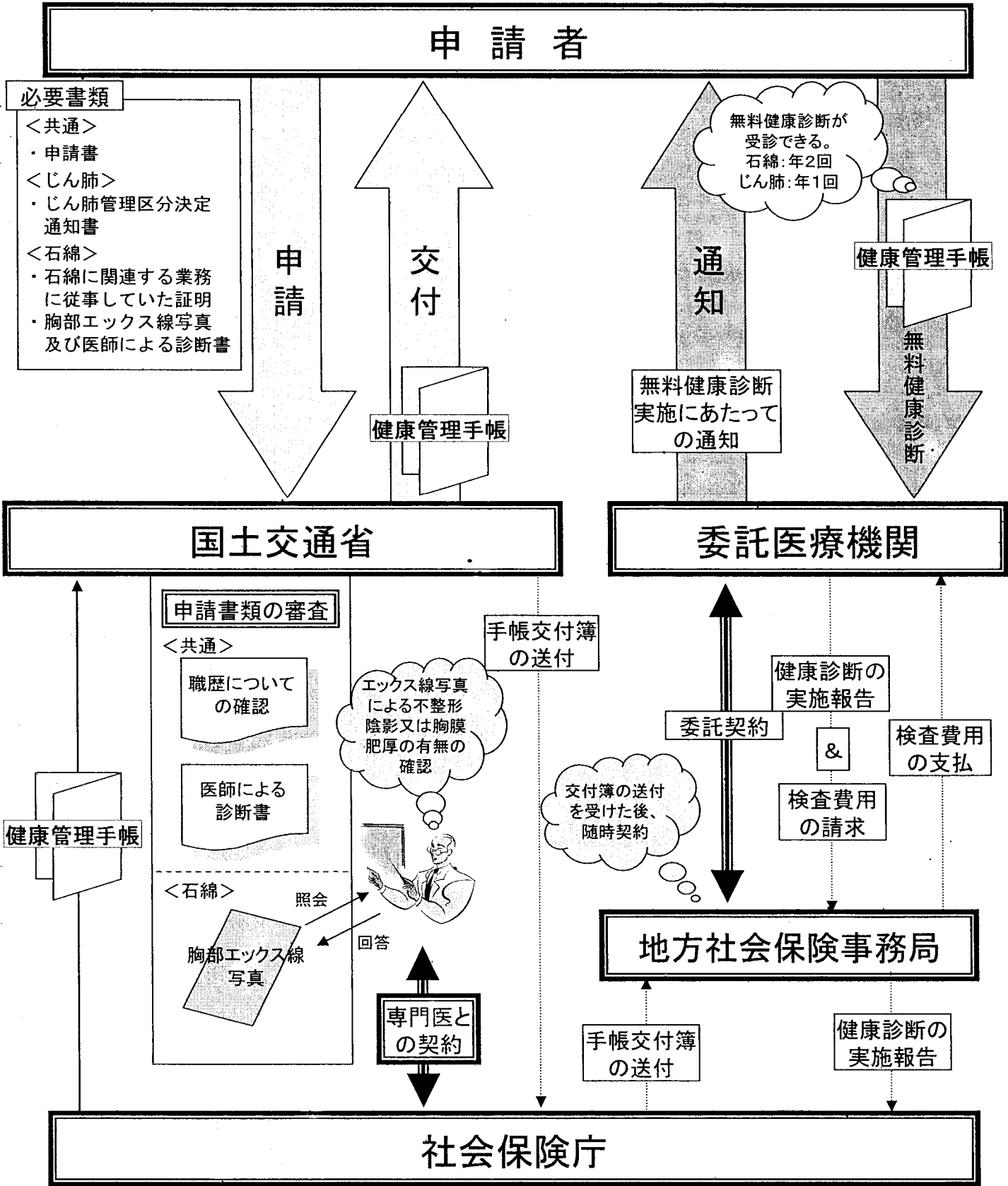


元船員の健康管理手帳制度



庁保険発第 1104001 号

平成 17 年 1 月 4 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長

(公 印 省 略)

船員健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断の実施について

船員に対する健康管理制度については、「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日国海働第92号、庁保険発第1028001号）」により、平成17年12月15日から実施することとされたところであるが、その取扱いについては、下記のとおりとしたので遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、船員に対する健康診断については、船員健康管理手帳の交付を受けた者の所在地を管轄する地方社会保険事務局において、事前に医療機関と委託契約を締結したうえで実施することとなるので、下記に留意のうえ取り扱われたい。

また、当該取扱いについては、国土交通省海事局船員労働環境課と協議済であることを申し添える。

記

1 健康診断の実施について

健康診断の実施回数は、「船員に係る健康管理手帳制度の創設について」の別表2により、粉じん業務については1年に1回、石綿業務については半年に1回とされていること。

なお、医療機関が健康診断を実施する時期は、地方社会保険事務局において、医療機関との話し合いにより適切な時期に定めることとするが、再度検査を行う

必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。

2 委託医療機関について

国土交通省から船員健康管理手帳（以下「手帳」という。）が交付された場合は、当課より手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）の住所地を管轄する地方社会保険事務局あてに船員健康管理手帳交付簿（以下「交付簿」という。）を送付するので、地方社会保険事務局長は、次により健康診断を委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）を決定すること。

(1) 健康診断を実施する委託医療機関は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

- ① 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。
- ② 臨床検査技師、衛生検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

なお、粉じん業務に係る健康診断を実施する委託医療機関にあつては、珪肺労災病院の実施する「じん肺診断技術等研修」を受講したエックス線技師及び肺機能検査技師を有することが望ましいこと。

③ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が整備されていること。

ア 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養器具
- e 標本染色用器具

イ 石綿業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープまたは気管支鏡

④ (社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、

精度管理に努めていること。

- (2) 地方社会保険事務局長は、前記(1)の要件を満たす医療機関のうちから、優れた診断機能を有し、かつ、従来の活動や実績からみて管内における社会保険行政の推進に十分な理解を有し、健康診断の実施に積極的な協力が得られる機関を委託医療機関として選定するものとする。
- (3) 委託医療機関は、手帳所持者の住所、利用できる交通機関等を考慮し、その者が日帰りで健康診断を受診することができるように配慮すること。
なお、手帳交付対象業務に従事した者または従事している船員に対する健康診断を行っている医療機関についても、委託医療機関として選定して差し支えないものであること。
- (4) 地方社会保険事務局長と医療機関との委託契約は、別添1の契約書により行うものとする。
- (5) 別添1の契約書第3条の規定に基づき、地方社会保険事務局長の定めるべき事項は、別添2のとおりとする。
- (6) 前記(1)の要件を満たすか否かの判定等をはじめ、委託医療機関の選定に当たっては、都道府県医師会の意見を十分に聞くものとする。

3 手帳所持者に対する健康診断の実施区分について

- (1) 手帳所持者が、次に掲げる期間に該当する場合は、手帳所持者を雇用している船舶所有者が行うべき健康診断を受けるものとする。
 - ① 当該手帳の発給に係る船舶所有者に再雇用され、在職している間
 - ② 粉じん業務に係る手帳所持者が、前記①の船舶所有者以外の船舶所有者に雇用され、粉じん業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間
 - ③ 石綿業務に係る手帳所持者が、前記①の船舶所有者以外の船舶所有者に雇用され、石綿を取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間
- (2) 前記(1)以外の場合は、当該健康診断は委託医療機関において実施するものとする。
- (3) なお、前記(2)による場合のほかは、船舶所有者が(1)の①から③による健康診断を委託医療機関に委託して実施するとしても、その費用は国が負担するものではないこと。

4 健康診断に要した費用の支払いについて

委託医療機関に対する手帳所持者の健康診断に要した費用の支払については、委託医療機関から船員健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書（様式1）及び船員健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書（様式2）を提出させること。

なお、委託医療機関が実施した健康診断の内容等について、船員健康管理手帳台帳（様式3）の所定欄に記載のうえ管理しておくこと。

5 手帳所持者に対する受診旅費の支払いについて

(1) 受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により、委託医療機関を受診した場合に、次の範囲で支給すること。

① 受診旅費の種類は交通費と宿泊料とすること。

② 交通費は、受診者が公的交通機関（バス、電車、船等をいい、ハイヤー、タクシー等を除く。）を利用して、その居住地と委託医療機関を往復するために要する普通旅客運賃（電車等で急行、特急等の普通運賃以外に別料金を設けて徴するものを除くこととし、船等で等級を設けてある場合は最下位のクラスとすること。）を支給すること。

③ 宿泊料は、地理的事情（受診者が離島等に住んでいて宿泊しなければ委託医療機関で健康診断を受けることができないと判断されるもの）等により、宿泊の必要があると認められる場合に限り、一泊につき6,600円を限度として実費額を支給すること。

(2) 受診旅費の支給を受けようとする者は、船員健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書（様式4）に必要な事項を記入のうえ押印して、地方社会保険事務局長あて請求するものとする。

(3) 受診旅費の支給は、受診者の請求に基づき、地方社会保険事務局長が行うものとする。請求を受けた社会保険事務局長は、受診の事実を委託医療機関からの健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書等により確認するとともに請求書の内容を十分審査し、不正受給の防止に努めるものとする。

(4) 手帳所持者に対して受診旅費を支払った場合は、健康管理手帳台帳の所定欄に記載のうえ管理しておくこと。

6 手帳所持者が住所を変更した場合の取扱い

手帳所持者が住所を変更した場合は、当課より交付簿を送付するので、次により取り扱うこと。

- (1) 変更後の住所が管轄内の場合で、委託医療機関の変更が必要なときは、前記2により改めて委託医療機関を決定すること。
- (2) 変更後の住所が管轄外の場合は、健康管理手帳台帳の写しを変更後の住所地を管轄する社会保険事務局へ送付すること。

なお、変更後の住所地を管轄する社会保険事務局は、前記2により委託医療機関を決定すること。

7 健康診断の実施状況等の報告について

地方社会保険事務局は、健康診断の実施状況について、船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施報告書（様式5）により、健康診断を実施した翌月の5日までに当課（chou-soumu@sia.go.jp）あて電子メールにて報告されたいこと。

8 実施時期

この通知は、平成17年12月15日から実施すること。ただし、手帳所持者に対する健康診断については、平成18年4月1日から実施すること。